平成２３年（フ）第１５７９号
埼玉県蕨市南町２丁目９番３号　島田コーポ103号
債務者　久田　幸男
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６１４号
埼玉県上尾市大字瓦葺1763番地９　川田ハイツ201
債務者　風間　成介
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６１５号
埼玉県上尾市大字瓦葺1763番地９　川田ハイツ201
債務者　カザマ　ヘレン　カブレラ
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６８６号
埼玉県川口市中青木２丁目17番３号　カトレヤマンション302号
債務者　大里　政彦
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６８８号
さいたま市緑区原山３丁目15番31号　尚和園
債務者　石井佐知子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６７３号
埼玉県川越市砂新田３丁目１番地１　ウールクロッシェＢ101号室
債務者　成田　郁子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６９４号
申立代理人事務所埼玉県さいたま市大宮区宮町２丁目28番地　あじせんビル４階・６階埼玉中央法律事務所、住民票上の住所埼玉県越谷市七左町４丁目372番地１　越谷市営七左町中層住宅302号
債務者　酒井よしみ（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２４０号
岡山県倉敷市神田４丁目７番10号　プレジール石部Ｂ―101
債務者　大前　勝也
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２６１号
岡山県倉敷市中庄1287番地７
債務者　西村　浩二
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２６２号
岡山県笠岡市西大島2706番地２　プレジール西大島101号
債務者　奥本　隆義
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第４００号
沖縄県那覇市繁多川３丁目４番40―1507号
繁多川市営住宅Ａ棟
債務者　堀川　明子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４０３号
沖縄県糸満市字糸満2161番地　丸金アパート101号
債務者　金城今日子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４０７号
沖縄県島尻郡南風原町字与那覇473番地　照新マンション301
債務者　西原　勇人
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４１１号
沖縄県那覇市古波蔵３丁目10番１―307号　県営市街地住宅
債務者　末吉　　宏
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５３号
栃木県那須塩原市東三島２丁目85番地13　アカオハイツⅡ―101号、前住所東京都国立市東４丁目２番地の15　メゾン・ド・サパン103
債務者　和栗　一惠
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第１１１号
栃木県足利市羽刈町19番地２
債務者　大根田悦子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部